

東京都における新時代の安全安心戦略検討会設置要綱

令和元年8月16日 31都安総都第407号
改正 令和元年12月6日 31都安総都第747号

(目的)

第1 近年の都民の安全安心確保に向けた施策に関する専門家の見解を聴取し、今後の安全安心施策の検討を行うため、東京都における新時代の安全安心戦略検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- 一 行政における都民の安全安心施策に係る事項
- 二 近年の情勢を踏まえた安全安心に係る事項
 - イ インターネットの安全安心
 - ロ 国際化時代の安全安心
 - ハ 共生社会に向けた安全安心
- 三 その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 検討会は、別紙に定める委員をもって構成する。

2 検討会は、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。

(座長)

第4 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、検討会を主催し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(設置期限)

第5 検討会の設置期限は、令和2年3月31日とする。

(任期)

第6 委員の任期は、委嘱した日から令和2年3月31日とする。

(公開等)

第7 検討会は、公開で行うものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条各号に規定する情報を取り扱うことが予定される場合は、検討会の決定により非公開とすることができる。

2 検討会の会議録等は、公開するものとする。ただし、条例第7条各号に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。

(事務局)

第8 検討会の事務局は、東京都都民安全推進本部総合推進部総務課とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

別紙

委員名簿

【学識経験者】

星 周一郎 首都大学東京 教授
四方 光 中央大学 教授
西川 徹矢 (一財) 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会評議員
伊藤 富士江 上智大学 教授

【区市町村】

江東区総務部危機管理課長
立川市市民生活部生活安全課長
奥多摩町総務課長

【東京都】

都民安全推進本部総合推進部長
都民安全推進本部総合推進部治安対策担当部長
都民安全推進本部総合推進部若年支援担当部長
都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課長
都民安全推進本部総合推進部治安対策課長
都民安全推進本部総合推進部交通安全課長
都民安全推進本部総合推進部若年支援課長
生活文化局総務部企画担当課長
福祉保健局総務部企画政策課長
産業労働局総務部企画担当課長
教育庁指導部長
教育庁指導部指導企画課長
警視庁総務部企画課企画担当管理官